

1月31日(金)は市県民税第4期の納期限です。

市税納期カレンダー

税目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期	4月30日	7月1日	5月31日
第2期	7月31日	9月2日	
第3期	12月25日	10月31日	
第4期	2月28日	1月31日	

～納税に困っている方は、早めにご相談を～
失業などのやむを得ない事情や、本人や家族の病気などにより納付が困難な方は、随時納税相談を受け付けておりますのでご連絡ください。

どれくらいの期間で差し押さえされてしまうの?

①納期限を過ぎる＝滞納の発生

納期限が過ぎました。でも納期限をすっかり忘れてしまう人もいますので、そのままでは差し押さえはされません。納期限後20日以内に、もう一度文書で催促をします。それを「督促状」と呼んでいます。

②督促状の発送

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならぬとされています。

③差押

最短で納期限から約1ヵ月で差し押さえられる可能性があります!

大切な財源の確保に向けて 市税の徴収に全力で取り組んでいます。



滞納者への徴収強化の取組として、 自動車差押(タイヤロック方式)を実施します。

対象者

再三の催告にも応じない、市税・国民健康保険税を滞納している個人および法人

実施内容

従来の不動産や預貯金・給与等の差し押さえに加え、自動車等の差し押さえに着手します。なお、差し押さえした自動車等(自動車、軽自動車、オートバイ等)は運行・使用させないための措置としてタイヤロックを装着し滞納者等に保管命令を行います。その後納税されないときは引き揚げて公売することとなります。

タイヤロックを装着した自動車等を隠ぺい、損壊等した場合、地方税法第332条(滞納処分の罪)、刑法第96条(封印等破棄の罪)、刑法第252条第2項(横領の罪)により、処罰されることがあります。

問合せ: 納付に関するご相談は 納税課 893-4411 内線246~255

20歳がスタート!国民年金

20歳になったら国民年金に加入しましょう。

- ★ 日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになります。
- ★ 65歳から**老齢基礎年金**が支給されます。(納付・免除等を合算して25年の資格期間が必要)
- ★ 病気や事故で障害が残ったとき**障害基礎年金**、亡くなったとき遺族に支給される**遺族基礎年金**があります。

保険料を納めるのが困難な場合は、ご相談ください!

- ①所得が少ない場合には、「免除制度」「若年者納付猶予制度」があります。
- ②学生には「学生納付特例制度」があります。(①・②ともに所得制限あり)

※申請し承認されると…老齢基礎年金だけでなく、障害基礎年金や遺族基礎年金が保障されます。

手続きは市役所 年金係の窓口へ!

祝20歳!
成人おめでとう
ございます!



問合せ: 市民課年金係 ☎893-4411 内線114・116